

14 松財第 000576 号
平成 26 年 10 月 29 日

各部課（室、局）長

総 務 部 長

平成 27 年度予算編成について

このことについて、別紙「平成 27 年度の予算編成について」のとおり予算の編成方針を定めたので、主管の長は、かかる予算編成方針に基づき、必要な書類を作成し、指定する期日までに財務課長を経て提出するよう、市長の命により通知する。

平成 27 年度の予算編成について

我が国経済は、景気において緩やかな回復基調が続いており、今後も、経済対策や賃上げの効果も期待されることから、反動減を乗り越えて景気回復が続くと期待される一方、人手不足を含め、内外における経済・財政・金融面のリスク要因を十分に注視し、必要があれば機動的な政策対応を行って、デフレ脱却・経済再生に向けて万全を期すとともに、政府支出を民需主導の成長のために大胆に重点化しながら、民需主導の成長を促す環境を整備するための税制や新たな需要を創造する規制改革等を強化し、かつ、成長戦略、アベノミクスの成果の地方への波及に重点を置き、自立した個性ある地方の実現に向けて、司令塔となる「まち・ひと・しごと創生本部」を内閣に設置し、政府一体となって取り組むこととされている。

国の平成 25 年度一般会計決算概要によると、財源構成上は平成 24 年度から好転したものの、本来収入の中心であるべき税収が収納済歳入額の 44.3%に過ぎず、公債金収入が 41.0%と税収に匹敵する割合である。しかも、公債金収入のうちの 83.9%を特例公債（いわゆる赤字国債）が占めることとなった。平成 26 年度一般会計予算においては、消費税率の引上げ等により、税収が平成 19 年度以来の 50 兆円前後に回復する一方、公債金収入については 41 兆 2,500 億円に縮減されたものの、このうちいわゆる赤字国債が 85.4%の 35 兆 2,480 億円を占めている。このことを受け、平成 26 年度末の国の普通国債残高は一般会計税収の約 16 年分である 780 兆円に達すると見込まれ、今後、歳出に占める国債費の割合がより高くなっていくことが確実視される。

こうした中、平成 27 年度予算は、「中期財政計画」（平成 25 年 8 月 8 日閣議了解）、及び、「平成 27 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」（平成 26 年 7 月 25 日閣議了解）に基づき、平成 26 年度予算に続き、民需主導の経済成長と財政健全化目標の双方の達成を目指し、民間需要や民間のイノベーションの誘発効果が高いもの、緊急性の高いもの、規制改革と一体として講じるものを重視するとともに、「中期財政計画」に定める一般会計の基礎的財政収支の改善目標を達成できる範囲内で、「経済財政運営と改革の基本方針 2014」（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）、『日本再興戦略』改訂 2014」（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）等を踏まえた、地方創生と人口減少の克服に向けた取組を含む諸課題について、「新しい日本のための優先課題推進枠」を措置することとされた。

一方、本市の財政（平成 25 年度普通会計決算等）は、ごみ処理施設の建設等により普通建設事業費が大きく増加したほか、引き続き超高齢社会への移行を反映し、介護保険事業及び後期高齢者医療事業への繰出金の増加が著しいうえに、公共下水道事業会計への補助費等の増といった特徴が見られた。これまでの努力による公債費の減額とその他経常経費の抑制により、経常収支比率を僅かに改善できたものの、財政構造的には依然として硬直的であり、この傾向は今後も継続するものと予想される。平成 27 年度は、10 月から消費税及び地方消費税の税率引上げが予定されており、歳入歳出ともに影響があるが、その場合には双方の増額分が均衡するように、地方財政対策が講じられるものと考えられる。しかし、市税において固定資産の評価替えの影響等から 2.5 億円程度の減収が見込まれるほか、普通交付税合併算定替の激変緩和措置初年度を迎えることによる 2.5 億円程度の減額が見込まれる一方、所要一般財源においては、公債費で 1.4 億円程度の削減を見込むものの、一部事務組合の分担金、他会計への繰出金において、清掃費関係のものを除き、3 億円程度の増額が見込まれる。

地方財政対策については、平成 8 年度以来連続して生じている地方の大幅な財源不足について、これまで国と地方のいわゆる「折半ルール」が適用されているが、交付税率の変更等、抜本的な改正が行われることなく、この措置は少なくとも平成 28 年度まで続くこととされている。さらに、地方財政計画の歳出項目等について、「平成 20 年秋のリーマン・ショック後、十分な見直しが行われておらず、国が財源保障すべ

き標準的な歳出となるよう、計上の適正化を行う必要」があるといった議論や、「頑張る地方を支えるためには、将来的に地方税の充実により、地方交付税への依存体質から脱却し、自治体が受益と負担を実感できるようにすることが必要。その際、偏在性の少ない形での地方税体系の構築や課税自主権の拡大が重要。人口減少と過疎化の進展の下、ナショナルミニマムの在り方を含め、これまでの財政調整・財源保障の仕組みを抜本的に検討すべき」といった厳しい意見が存在している。

また、「民需主導の経済再生」とされながら、PPP/PFI の導入領域の大幅拡大、PPP/PFI 展開等のための固定資産台帳や地方公会計の整備、クラウド技術の活用及び行政データの開放による民間の利活用の促進といった自治体の「官需」を作り出す圧力として、財界を中心に積極的な提言がなされている。

このほか、各府省においては、車体課税の一部、償却資産課税及びゴルフ場利用税の廃止、並びに、法人所得課税の実効税率の引下げなど、地方財政に大きな影響のある様々な要望が引き続き議論されており、予断を許さない状況である。

以上のことを踏まえ、本市執行機関の果たすべき基本的な役割をしっかりと見据えつつ、喫緊の課題に対して迅速かつ柔軟に対応するよう、下記のとおり平成 27 年度予算編成に当たっていただくとともに、直ちに、今後想定される普通交付税の合併算定替の終了に伴う一般財源の縮小と、超高齢社会等を反映した所要一般財源の増額に同時に対応するため、財政規模と経常経費の縮小に努められたい。

記

1. 基本的事項

- (1) 必ず一年間の歳入・歳出を網羅した年間総合予算として、優先順位を十分に精査するとともに、事業の効果的な執行に関わる広報関係費・旅費等を含め、遺漏のないよう要求すること。したがって、予算の補正については、制度改正、災害復旧費、義務費の不足等、特に緊要となった経費の支出等にかかるものを除き、原則行わないものとする。
- (2) 歳入については、できる限り特定財源の確保を図ること。また、自主財源の確保に努め、特に、収入未済額については、早期にその実態を把握したうえで解消に努め、不納欠損が生じることのないよう所要の処分等を実施すること。
- (3) 事務・事業に関しては、「松阪市行財政改革大綱アクションプラン」に「税を投入すべきものを見極める」ことを基本的な考え方として、不断の取組みとして全事業を見直していくものとしている。このことから、「そもそもの必要性」、「行政の関与の必要性」、「効果的・効率的な実施手法」、「実施規模の妥当性」の事業仕分けの視点を重視する中で、新規事業はもとより過去からの継続事業についても、施策の目標達成に対する優先性や貢献度、費用対効果が明確に説明できる事業とすること。
- (4) 重要施策については、新総合計画の「基本計画」と、現在策定中の新しい「実施計画（平成 27～29 年度）」を踏まえ、関係部局等と十分な調整を行ったうえで、予算要求すること。
- (5) 新規事業の導入、既存重点事業の拡充等については、原則として各部局等における事務事業の総点検等により財源を捻出することとする（スクラップ・フォー・ビルドの原則）。
- (6) 国・県・市・民間の事業主体及び経費負担の区分については、法令等に準拠して明確にし、適正化に努めること。
- (7) 工事等において、予算要求部局で執行することができず、他の部局へ執行依頼を予定しているものについては、執行依頼先と充分協議を行ったうえで要求すること。
- (8) 議会及び監査委員の指摘事項については、その内容を精査検討し、予算に反映させること。

- (9) 事業仕分けで判定された事業については、それぞれの対応方針のロードマップに基づき、要求等すること。
- (10) 事業の実施方法において、「行財政改革大綱」に基づき、市民が参加し、達成感を得られるような、あるいは、地域の力と多様性を結集できるような工夫を凝らすこと。
- (11) 消費税及び地方消費税について、10月1日からは新税率で見積もること。また、業者等との変更契約や指定管理者との変更協定は平成27年10月1日付けで行うものとし、必要に応じ債務負担行為を設定すること。
- (12) 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（いわゆる「障害者優先調達推進法」）が施行されている。本市においても「松阪市障がい者就労施設等優先調達方針」が制定されている。物品等の調達に当たっては、公平性・競争性に留意しつつ、障害者就労施設等から物品等を調達するよう努めること。
- (13) 今後の国の動向については大きな変化が予想される場所であるが、当面は、現在判明している範囲での予算編成を進めることとする。今後、予算編成過程において、関係府省等からの情報収集に努め、その動向についての的確に把握したうえで、適切な対応を図ること。

2. 歳入に関する事項

(1) 分担金及び負担金

分担金の根拠は必ず条例に、負担金の根拠は必ず法令になければならず、ともに特定財源となるものである。このことから、「分担金及び負担金」の目・節区分は、それぞれ歳出予算の款・項区分に対応させること。

(2) 使用料及び手数料

使用料及び手数料の根拠は必ず条例になければならず、原則として、占用料を除き、特定財源となるものである。このことから、「使用料及び手数料」の目・節区分も、それぞれ歳出予算の款・項区分に対応させること。

(3) 国・県支出金

・国・県の区分に注意すること。すなわち、国庫支出金が県の歳入歳出予算に計上され、しかる後に本市に交付される場合は、県支出金として取り扱うこととなるものである。

・負担金・補助金・委託金の区分に注意すること。すなわち、負担金は地方財政法第10条、第10条の2、第10条の3に分類され、必ず個別法令に定められているほか、委託金は地方財政法第10条の4に例示され、補助金は地方財政法第16条に分類される奨励的・財政援助的性格を持つものである。

・いずれも、当該支出金の対象となる事務または事業に対する当該地方団体の支出を要件として、その財源の全部または一部として交付されるものであり、施越事業にかかるものを除き、特定財源である。このことから、国・県支出金の目・節区分も、それぞれ歳出予算の款・項区分に対応させること。

・県が国庫負担金を受けて本市に県支出金を交付する場合に、法令の負担の根拠とは別に任意で単独補助をプラスするような場合は、当該単独補助分は、県負担金とは別に県補助金に区分して計上すべきものである。

・特に補助金については、必要度・緊急度を充分検討するとともに、単年度及び将来の一般財源負担等も考慮しつつ、国県補助金の適切な確保に努めること。また、国・県の予算編成過程における補助対象事業、補助基本額、補助率等の状況に充分留意すること。

・平成27年度の補助要望を行う場合は、必ず財務課長等との事前協議のうえ、合議すること。

・各府省等の概算要求において、補助金等総額の削減がなされているものについて、その動向に留意し、充分把握しておくこと。なお、地方の事務事業として同化または定着したということから国庫補助制度として廃止され、普通交付税の基準財政需要額に算入される場合はともかく、単に国・県の側の事情によって廃止または縮減されたものについては、事業そのものを廃止または縮減することとし、一般財源への振替えは行わないものとする。また、補助率が引き下げられたもので地方団体が負担義務を負うものについては、真に必要と認められるものについてのみ受け入れることとし、地方団体の負担が任意のものについては、国・県負担減に対する一般財源の継ぎ足しはしないものとする。

(4) 繰入金

充当可能な基金の活用に努めること。特に、指定寄附基金に積み立てた寄附金は、寄附者の意向に沿うよう早期に繰り入れること。

(5) 市債

起債の意義を充分理解し、市債充当事業の厳正な選択を行うこと。すなわち、例えば義務教育施設のように将来長い間にわたって効果を生ずるものがあるが、そのような施設を建設するのに、現在の住民だけが一切の負担を負うのは不合理であるから、あえて将来の住民にも負担させるような方法で財源調達をしようとするものであり、経費負担公平の原則から起こすものである。予算計上にあたっては、設計書等により、起債対象経費を明確に示したうえで要求すること。

3. 歳出に関する事項

(1) 人件費

各種委員等の報酬については、「委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例」の整備も合わせて、計上すること。

(2) 扶助費

市単独の扶助費では、事業を行うことによって住民の間の所得再配分を行うこととなるが、そのことが住民の多くから許容されるだけの必要性、緊要性があるか、社会経済情勢の変化から見て、現在においても必要な施策か、その施策を行っていることが、かえって個人や家庭の向上意欲を失わせたり、地域社会における互助や連帯の気運を醸成していくうえでの障害となっていないか、といった点に留意し、計上すること。

(3) 賃金及び賃金共済費

業務内容、人員などを精査し、職員課と充分協議のうえ、計上すること。賃金を支給される職員については、一定期間を定めて雇用される臨時的な勤務態様であり、長期間継続するようなことなく、業務量の変化等に対応できるようにすることが肝要である。職員課に非常勤職員雇用計画書を提出する際には、過去の実績にとらわれず雇用の必要性について再検討し、繁忙期に限定するなど雇用人数の削減、雇用期間の縮減を図ること。

(4) 旅費

・費用弁償とは、職務の執行に要した経費を償うために支給される金銭給付で、支給対象は概ね「節1 報酬」の受給者の範囲と一致し、役務の対価ではなく、実費弁償の性格を持つものである。議会の議員に対する実費の弁償その他講師等の招聘に係る旅行の旅費である。

・普通旅費とは、具体的な事業の目的に必要とされる旅費ではなく、通常の業務によるものとする。

・特別旅費とは、普通旅費に該当しないおおむね特定の事務事業の執行に伴う旅費をいい、ほとんどのものがこれに該当するものと思われる。

- ・平成 27 年度から、東京都及び政令指定都市への旅行に係る 1,000 円加給はないので、注意すること。
- ・全国規模の各種大会や総会への出席旅費は、原則として認めない。

(5) 燃料費、光熱水費

- ・料金改定への対応に留意するとともに、エコフィスアクションプログラムまつさかの取組み（冷暖房設備の運転時間は執務時間内とし、昼休みは運転を停止する。また、エアコンのある部屋・施設は、夏 28℃、冬 20℃を目安に運転管理を行う等）に基づいた平成 25 年度実績または平成 26 年度使用量を基準に見積もること。特に電気使用量においては、震災後の節電対応を前提に積算すること。
- ・車両関連のガソリン代等については、財務課の通知（全体掲示板）に基づき計上すること。

(6) 修繕料 or 工事請負費

- ・修繕を行わないことにより使用年数が短縮されるようであれば、積極的に行うべきである。各施設の現況を十分に把握し、適正な維持管理に努めるとともに、修繕計画を作成したうえで緊急性・必要性等が高いものから実施するなど、計画的・効率的な対応を図ること。
- ・土地、工作物等の造成又は製造及び改造の工事並びに工作物等の移転及び除去の工事等に要する経費で契約によるものが工事請負費、備品の修繕若しくは備品又は船舶、航空機等の部分品の取替えの費用及び家屋等の小修繕で工事請負費に至らないものが修繕料とされている。
- ・工事請負費か修繕料かは、資産の形成（耐用年数の延長含む。）か否かで区分する。

(7) 委託料

測量・設計・計画策定等業務ノウハウの蓄積・継承のために、安易な外注・業務委託を見直すこと。必要な場合は、委託すべき業務の内容・範囲等を細部まで精査し、その必要性、委託の範囲（何を委託するか）、委託の理由（なぜ職員ではできない、あるいは、すべきでないか）及び費用対効果を明確にしたうえで要求すること。

(8) 備品購入費 or 消耗品費

備品とは「その性質又は形状を変えなく比較的長期間にわたって使用に耐えるものであり取得時の単品での取得価格（取得価格がないものにあつては評価価格）が 1 万円以上のもの」等である（松阪市物品管理規則第 3 条第 1 項第 1 号）ので、かかるもので単品での予定価格が 1 万円以上のものについては、備品購入費で要求すること（入札等の結果、1 万円未満になれば、必要に応じ流用し、消耗品費で執行すること）。なお、学校その他の教育機関の用に供する物品については、「松阪市立小中学校・幼稚園備品管理規程」に拠ること。また、原則として、使用に耐えない買換え備品のみ要求すること。

(9) 負担金、補助及び交付金

- ・負担金とは、一般的には法令または契約に基づいて、国または地方公共団体に対して負担しなければならない経費をいう。このほか、本市が構成または加入している各種団体に対する会費等や講習会の受講料も負担金に区分される。各種団体への負担金について、決算における繰越金が多額に出ているものは縮減を図ること。
- ・一部事務組合等の負担金（建設事業に係るものを含む。）についても、当然のものとしてその額を受け止めるのではなく、能動的に組合等の運営に参画し、本来の組合等設立の趣旨でもある効率的な運営を行い、負担金の軽減に努めること。
- ・補助金とは、一般的には特定の事業、研究等を育成、助長するために公益上必要があると認められる場合に限り、対価なくして支出するものである（地方自治法第 232 条の 2）。この「公益上必要がある場合」の公益とは、社会的見地からケースバイケースで認定するべきで、その認定権者は市長及び議会であるが、その認定として全くの自由裁量行為ではないので、客観的にも公益上必要であると認められなければならない（昭 28.6.29 行実）。また、憲法第 89 条により、公金支出として「宗教上の組織若しくは団体の使用、

便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業」に支出することは禁止されているので注意すること。

- ・交付金とは、法令等により、団体あるいは組合等に対して地方公共団体の事務を委託している場合において、当該事務処理の報償として支出するものであり、委託金が法令の規定または私法上の契約による行政事務執行上の委託であるのに対し、交付金はもっぱら報償として一方的に交付される点において異なる。例としては、都道府県が市町村に対して交付する利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金等があり、市町村の事務で想定されるものはないと思われる。
- ・平成 22 年 11 月に定めた『補助金等に関する基本方針』に基づき、補助金等について、新規に計上及び変更するものは、交付要綱案と合わせて要求すること。

4. 債務負担行為

実施等が決定しているもので、積算が可能であれば、当初予算で計上すること。また、債務負担行為に基づく執行力は、当該債務負担行為設定年度に限られ、年度経過後に当初の債務負担行為に基づき変更契約を締結することはできないので、その場合は増額分及びその期間に係る新たな債務負担行為を設定すること。

5. 特別会計

特別会計については、法令上特に定めのあるものを除き、財源不足額を一般会計の繰出金に依存することなく、運営の合理化、経費の節減に努め、収支の均衡維持を基本方針とし、上記一般会計の考え方に準じて見積もること。

6. その他

予算要求基準、予算見積書の積算等注意点、ヒアリング時の注意点、財務会計システム入力についての注意点は、別紙<1><2>を参照のこと。また、特定の歳入歳出科目の積算は、別添のテンプレートを使用すること。

7. 予算編成の日程及び提出する様式等

(1) ヒアリング等日程について（予定）

財務課長による事前協議・一次事業の事前審査：平成 26 年 10 月 29 日（水）～12 月 11 日（木）

総務部長ヒアリング（一次・二次事業）：平成 26 年 12 月 12 日（金）～26 日（金）

市長・副市長ヒアリング（二次事業）：平成 27 年 1 月 6 日（火）～22 日（木）

(2) 提出書類について（①～⑦ごとに綴じ、①～⑥は各 11 部、⑦は 1 部）

※提出期限までに提出するもの

① 当初歳入予算要求書

② 当初歳出予算要求書 一次

③ 当初歳出予算要求書 二次

④ 継続費見積書

⑤ 債務負担行為見積書【新規分】

※ヒアリング時に提出もの

⑥ 政策・事業等説明資料【新規事業のみ】

⑦ 補助金交付要綱案【新規・変更のみ】

※データで提出するもの

⑧債務負担行為見積書【継続分】

※①・②・③の様式は、財務会計システムによる。④・⑤・⑥・⑧の様式は、グループウェア共通文書フォルダに掲載の様式とする。

※⑤・⑧債務負担行為見積書の作成にあたっては、必ず共通文書フォルダ内の記入例を参照すること。

※⑥政策・事業等説明資料は、議会基本条例第9条第2項に係る説明資料で、議案とともに提出されることがある。従前の「新規事業の概要」に代わるものなので、作成上注意すること。

※⑧については、ファイル名「〇〇課 債務負担行為継続分」として、回覧板で提出すること。

(3) 提出期限 ②一次事業に係る歳出要求書（財源充当済）、⑤⑧債務負担行為見積書（一次事業分）

→ 平成26年11月28日(金) 午後5時 厳守

その他のもの

→ 平成26年12月5日(金) 午後5時 厳守

(4) 提出先 財務課財政係